

草津市指定管理者選定評価委員会議事概要

| | | | |
|--|---|------|------------------------|
| 開催年月日 | 平成30年10月24日(水) | 開催時間 | 午後1時30分から 午後6時30分まで |
| 出席者 | 委員7名、施設担当職員2～4名、事務局4名 各申請団体 | | |
| 傍聴者 | 2人 | | |
| 付議事項 | 指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めること等について 1 草津市立新田会館・草津市立新田教育集会所 2 草津市立橋岡会館・草津市立橋岡教育集会所 3 草津市営火葬場 | | |
| <p>1 開会</p> <p>2 「草津市立新田会館、草津市立新田教育集会所」の指定管理者の候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課より施設概要等説明 ・申請者プレゼンテーション(1者) ・質疑応答 <p>3 「草津市立橋岡会館、草津市立橋岡教育集会所」の指定管理者の候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課より施設概要等説明 ・申請者プレゼンテーション(1者) ・質疑応答 ・2および3の案件の審査・採決(非公開) <p>4 「草津市営火葬場」の指定管理者の候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課より施設概要等説明 ・申請者プレゼンテーション① ・質疑応答 ・申請者プレゼンテーション② ・質疑応答 ・申請者プレゼンテーション③ ・質疑応答 ・審査・採決(非公開) <p>5 評価チェックシートのとりまとめ結果について</p> <p>6 事務連絡</p> <p>7 閉会</p> | | | |

- ◆平成31年度から指定管理者制度を導入する施設において、申請のあった団体（以下「申請者」という。）が指定管理者として適任かどうか審議を行った。

①「草津市立新田会館・草津市立新田教育集会所」

1 担当課説明

(1) 施設の概要等

社会福祉事業法に基づく隣保事業を行う施設。新田会館には交流サロンや健康増進ルーム、大会議室等、新田教育集会所には学習室や図書室等を備え、2つの施設は一体的に運営されている。（現在は市の直営管理）

(2) 募集概要等

草津市隣保館等運営審議会の答申を尊重し策定した基本方針である「新たな隣保館等の今後のあり方について」において、指定管理者については、「地域の実情を把握しており、事業にかかるノウハウがあることから、当面は業務を委託しているNPO法人等とし、非公募とする。」と明記しており、この基本方針に沿い、非公募により「特定非営利活動法人 心輪」を候補者として選定、指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

特定非営利活動法人 心輪を候補者とする理由は、新田会館等を中心とした地域のまちづくり活動や積極的なボランティアに取り組んでいる唯一の団体であり、その人的ネットワークを活かし、地域のニーズを踏まえた運営が行われるものと考えていることから。

また、平成25年度から現在に至るまで当該施設の業務の一部を受託し、良好に講座開催やその他サービス提供を実施してきていること、また相談事業として地域の方と継続的に関わっていることから、本申請者が指定管理を行うことにより、地域福祉の向上および人権啓発の推進が図れるものと考えていることから。

(3) 採決方法

候補者として選定するかどうかが出席委員の多数決により採決

2 申請者説明

地域をよくしていきたい、子どもたちの学力を向上していきたいという思いのもと、NPO法人 心輪を平成25年に設立し、その後、現在に至るまで会館での業務を中心とし、交流の輪を広げる取り組みを展開してきた。

指定管理にあたっては、「地域に寄り添った、開かれたセンター」「利用者本位のサービスの提供」「自己研鑽とチャレンジ精神にあふれた規律正しい、明るい職場づくり」といった運営理念のもと、一部事務委託として受託していた、生活上の相談や人権課題の解決のための講座およびNPOの独自事業として実施した高齢者対象のモーニングサービス等の各種事業を継続するとともに、新たに「こども食堂」を実施したい。

3 委員の主な意見および質疑応答 等

＜委員（以下「委」という。）＞：申請書には教員免許取得者を4名採用するとあるが、これは小学校の教員免許ということでよいか。

＜特定非営利活動法人 心輪（以下「心輪」という。）＞：中学校と小学校の教員免許取

得者各2名ずつの体制で考えている。

<委>：申請書に地元への信頼関係の構築とあるが、信頼関係を構築するためにはどのような取り組みが必要だと考えているか。

<心輪>：町内会等の諸団体とお話しさせていただいたり、行事に参加することで各団体の思いをしっかりと聞くと共に、NPOの活動を理解してもらうことが大切だと考えている。こうした活動は現在も行っているの、これを継続していきたい。

<委>：申請書にある、「健康維持推進に関する居場所づくり事業」について、対象は高齢者とあるが、65歳以上ということによいか。

<心輪>：想定が高齢者ということであり、65歳未満の参加も可としている。学生は断っているが、現在も30代から50代までの方が参加されている。

<委>：こども食堂の予算をみると、人数は50人を想定しているようであるが。

<心輪>：町内の小学生が80名、中学生が22名といった人数から想定した。あくまでも想定であり、状況をみながら変更していきたい。

<委>：こども食堂の実施について、今後は地域の子どもと高齢者を繋げる、世代を越えた地域づくりが重要であると考えているということか。

<心輪>：町内では、グラウンドゴルフ大会という形で子どもと高齢者との触れ合いの機会を作られている。我々もそういった思いを受けとめていきたいと考えている。昔のように子どもを近所のおっちゃん、おばちゃん、おじいちゃんおばあちゃんが見守るという形を、夢ではあるが、この町で作っていきたいと思っている。

4 採決

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「特定非営利活動法人 心輪」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。

※採決は「草津市立橋岡会館、草津市立橋岡教育集会所」と併せて実施。

②「草津市立橋岡会館・草津市立橋岡教育集会所」

1 担当課説明

(1) 施設の概要等

社会福祉事業法に基づく隣保事業を行う施設。橋岡会館には相談室や交流サロン、ステージを備えた大会議室等、橋岡教育集会所には学習室や図書室等を備え、2つの施設は一体的に運営されている。(現在は市の直営管理)

(2) 募集概要等

草津市隣保館等運営審議会の答申を尊重し策定した基本方針である「新たな隣保館等の今後のあり方について」において、指定管理者については、「地域の実情を把握しており、事業にかかるノウハウがあることから、当面は業務を委託しているNPO法人等とし、非公募とする。」と明記しており、この基本方針に沿い、非公募により「特定非営利活動法人 熱と光」を候補者として選定、指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

特定非営利活動法人 熱と光を候補者とする理由は、橋岡町や近隣地域の福祉の向上と人権の確立に関する事業を行うために設立された法人であり、橋岡会館を中心とした地域のまちづくり活動や人権啓発に取り組んでいる唯一の団体であることから、

人的ネットワークを活かし、地域のニーズを踏まえた運営が行われるものと考えている。

また、平成25年度から現在に至るまで当該施設の業務の一部を受託し、良好に講座開催や他のサービス提供を実施してきていること、また相談事業として地域の方と継続的にかかわっていることから、本申請者が指定管理を行うことにより、地域福祉の向上および人権啓発の推進が図れるものと考えていることから。

(3) 採決方法

候補者として選定するかどうかが出席委員の多数決により採決

2 申請者説明

人を育て、人と支え合い、人とつながるを踏まえ、福祉と人権のまちづくりを推進することを目的に、NPO法人 熱と光を平成24年に設立し、その後、現在に至るまで会館での業務を中心とし、交流の輪を広げる取り組みを展開してきた。

指定管理にあたっては、一部事務委託として受託していた講座や相談等事業を継続して実施し、予算の範囲内で仕様書にある事業を全て実施できるよう、体制の整備を図るとともに、限られた時間で事業を実施できるよう職員同士の連携を深め、効率のよい事務を行っていききたい。また、新たに地域の伝統文化を広めるための盆踊りの実施および解放文化祭での作品の展示・発表会等を実施する。

3 委員の主な意見および質疑応答 等

＜委員（以下「委」という。）＞：申請書に地域の利用者のアンケートを積極的に回収し、利用につなげると書いているが、回収して、その公表はするのか。

＜特定非営利活動法人 熱と光（以下「熱と光」という。）＞：広報誌に載せたいと考えている。

＜委＞：受託事業の各種講座について、参加者から受講料とっているか。

＜熱と光＞：とっていない。生け花講座等、材料が必要な講座のみ、材料費をいただいている。

＜委＞：当施設で指定管理者制度を非公募で導入するメリットとしてはどういったものがあるか。

＜人権政策課＞：地域のネットワークを利用できること、地域の課題を把握していただいている団体に管理運営していただけたところがメリットである。

4 採決

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「特定非営利活動法人 熱と光」を候補者とするのが適当であるとの結論に至った。

※採決は「草津市立新田会館、草津市立新田教育集会所」と併せて実施。

③ 「草津市営火葬場」

1 担当課説明

(1) 施設の概要等

竣工は昭和55年4月、築後38年経過している。主な設備は、火葬炉3炉の他、

収骨室、告別（兼炉前）ホール、待合室、事務室等となっている。

現在は市の直営管理であり、火葬炉の運転、告別、収骨等の一部の業務については外部委託している。

(2) 募集概要等

募集方法は公募によるもので、指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

(3) 募集結果

申請者 3団体

(4) 審査内容

団体の信頼性、管理運営に関する基本的な考え方、管理運営に関する実施体制、安全対策・リスク管理、個人情報保護、情報セキュリティ、環境保護、管理運営経費、サービスの質の向上、独自事業の実施という選定基準により総合的に判断

(5) 採決方法

各委員の採点結果を参考に、候補者を選定する。

2 各申請者によるプレゼンテーションおよび質疑応答

◆邦英商興・タカラビルメン共同グループ（以下「邦英」という。）によるプレゼンテーション：略

（以下 質疑応答）

<委員（以下「委」という。）>：邦英商興は一般廃棄物と産業廃棄物に関する焼却炉も取り扱っているのか。

<邦英>：扱っている。業務のウエイトとしては、一般廃棄物（一部産業廃棄物）が約50%で、火葬場が30%である。あとの20%は、民間の工場の設備に関する業務である。

<委>：一般廃棄物については規模が大きい炉も取り扱っているか。

<邦英>：1日150トン燃やす炉を手がけたことはある。

<委>：草津市の火葬場の問題点を挙げるとしたら何か。

<邦英>：駐車場が狭いことが挙げられる。管理する際は近隣に迷惑をかけないように誘導や案内をするように対応したい。

<委>：職員の雇用についてはどう考えているか。

<邦英>：現在働いている方に優先的に話を伺って、こちらの考え方や相手の希望について話をしたいと思っている。

<委>：タカラビルメンの業務内容は。

<邦英>：ビルメンメンテナンス業と斎場運営事業、それから病院の運営管理を行っている。現在、関東で19カ所の公設斎場の受託実績がある。そのうち、6カ所は指定管理、それ以外は火葬業務を中心とした業務を受託している。

<委>：指定管理と業務委託の違いは何か。

<邦英>：指定管理は受付から火葬して収骨、お帰りまでを、全て責任を持ってサービスを提供するので、一部のみのサービス提供を行うよりも、よりよい施設運営ができると考えている。

<委>：日常の火葬炉の点検管理について、考え方を聞きたい。

<邦英>：火葬炉メーカーであることから、日常の管理業務を担当する職員にも技術者と同レベルの技術を教え、無資格者でも可能な修繕については、すぐに対応できるよう指導したい。

◆申請者A（以下「A」という。）によるプレゼンテーション：略

（以下 質疑応答）

<委>：プライバシーマークは取得しているか。

<A>：取得していないが、マンション管理等も行っている会社でもあるので、個人情報管理はしっかりとできる。

<委>：草津市の火葬場の問題点や改善点についてはどう思うか。

<A>：火葬件数が年間1,200件近く、月にすると100件前後で、1日に5件程度となるが、炉が3つしかないので、1つの炉を2回転、多いときで3回転しないといけない。受け入れしてから2時間後に収骨を行うという運用であるが、少しでも段取りを間違えると、時間がずれ込んでしまうため、もう少し休憩室を過ごしやすい環境にした方が良く考える。

また、女性が火葬が終わった後に着がえる場所やキッズスペースなども必要だと思うので、管理者となった際は改善したい。

<委>：平成27年度から平成30年度までの間、草津市の火葬業務を受託されているが、課題だと思った点はあるか。

<A>：駐車場が狭いことである。管理者となった際は案内する人員をしっかりと配置して、きっちりと対応したい。

<委>：草津市の火葬業務の受託期間中に業務に対して近隣からの苦情はあったか。

<A>：ない。

<委>：受託期間中に何か独自のサービスをされているか。

<A>：棺を運ぶ台車の置き場を工夫することで、棺の近くで最後のお別れをしていただけるよう改善を図った。

<委>：指定管理者として、業務委託とは違う面で、力を発揮したいことは何か。

<A>：キッズルームの設置等費用のかかる面は、市では臨機応変に対応することができないが、当グループであれば、そういったところはトップダウンですぐ改善ができる。また、アンケートについても、ただアンケートをするだけでは回収率が低いので、火葬許可証を渡したときに書いていただけるようにしてニーズを集め、そのニーズをできるもの、できないもの等分類をすることによって改善していきたいと考えている。

◆申請者B（以下「B」という。）によるプレゼンテーション：略

（以下 質疑応答）

<委>：平成24年から26年まで、草津の火葬業務を受託されているが、大きな問題や困った点はあるか。

：平成24年度から26年度にかけて受託した火葬業務については、特段大きな問題が起きたような記憶がない。一部業務委託という形から指定管理に変わるということで、民間のノウハウを最大限発揮して、利用者の利便性の向上と経費の縮減に努めたい。

- <委>：申請書でユニバーサル化を挙げられていたが、ユニバーサル化について、当施設での課題はあるか。
- ：待合室に畳スペースがあるが、床面より高い位置にあり、高齢の方は、この高さだと少し怖いと思うので、ハード面にはなるが改善できたらと考えている。あとは、トイレにウォシュレットを設置できればと考えている。
- <委>：プレゼンテーションでは、経費の縮減を強調していたが、提案された指定管理料は上限額とあまり開きがないが。
- ：現状、当施設にかかる経費が、他の斎場の経費に比べて、かなり安いと考える。我々としては上限額から、最大限に努力してこの金額となった。
- <委>：職員の雇用についてはどう考えているか。
- ：我々の職員で過去に草津市営火葬場の業務に従事していた者を何名か配置する。
- <委>：ブランクはないのか。
- ：ほかの斎場で勤めている者なので、問題ない。なお、我々は指定管理業務においては、地元雇用というのをすごく大切に考えているので、まずは経験者を配置するが、同時に草津市内の方の雇用も行っていく。
- <委>：申請書には災害対応について書かれているが、そういった場合の対応は、まずは市町の判断になると思うがどうか。
- <生活安心課>：滋賀県において、地域防災計画に基づく広域火葬要綱が定められており、県内のいずれかの火葬場が被災した場合は、空きがある斎場を相互に利用するような枠組みがある。
- <委>：それを踏まえて、Bが災害時にできる対応とは何か。
- ：災害で火葬業務員が不足した際に、全国各地から火葬業務員を呼ぶことができることである。

3 採決

各委員によるそれぞれの申請者の採点后、最も高い得点を得た、「邦英商興・タカラビルメン共同グループ」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。

④評価チェックシートのとりまとめ結果について

指定管理者による公の施設の管理に関する評価について、各委員から提出された評価チェックシートを取りまとめたものを配付、これを基に具申書案を作成し、次の委員会（第6回）で最終確認し、市長に提出することとなった。